

福祉保健課

胃がん検診・大腸がん検診 無料検診と受診料還付のお知らせ

胃がんと大腸がんは、早期に発見・治療することで 治癒率が高くなることが示されています。また、早期 治療により医療費の負担を少なくすることができます。

検診受診率が特に低く、働き盛りの下記の年齢を対 象に胃がんと大腸がんの検診を無料で行います。対象 者には検診クーポン券を送付しますので、この機会に ぜひ検診を受けてください。

■胃がん検診無料受診対象者

年齢	生 年 月 日
40歳	昭和45年4月2日~昭和46年4月1日生まれ
50歳	昭和35年4月2日~昭和36年4月1日生まれ

■大腸がん検診無料受診対象者

年齢	生 年 月 日
40歳	昭和45年4月2日~昭和46年4月1日生まれ
45歳	昭和40年4月2日~昭和41年4月1日生まれ
50歳	昭和35年4月2日~昭和36年4月1日生まれ
55歳	昭和30年4月2日~昭和31年4月1日生まれ
60歳	昭和25年4月2日~昭和26年4月1日生まれ

胃がん・大腸がん無料検診日程

※平成23年度の町の早朝総合健診で胃がん・大腸がん 検診を受けた方は受診できません。

検診日時 9月11日(日) 午前5時30分~午前7時30分 検診場所●美郷町保健センター

申込期限 8月19日(金)

申 込 先●美郷町保健センター ☎0187(84)4900

町の早朝総合健診で胃がん・大腸がん検診を受けた方へ 受診料を環付します

左記の無料受診対象者で、平成23年度の町の早朝総 合健診で胃がん検診・大腸がん検診を受診した方に受 診料を還付します。対象となる方は美郷町保健センタ 一で申請手続きをしてください。

申請期限●8月19日金 午後5時 申請場所●美郷町保健センター

【申請手続きに必要な物】

- ①胃がん・大腸がん検診の領収書
- ②通帳 (受診者本人のもの)
- ③金融機関に届け出している印鑑
- ④胃がん・大腸がん検診クーポン券

問い合わせ●美郷町保健センター(町福祉保健課 健康対策班) ☎0187(84)4900

災害時の医療を考える

第7回「医療と健康を考える集い」を 開催します

東日本大震災の教訓を生かしながら、地域の災害 時の医療体制について住民の皆さんと一緒に考え る集いを開催します。

日 時●8月6日生) 午後2時~

会 場●美郷町ふれあいセンター

(千畑南小学校そば)

内 容●「災害時の医療について」

秋田県医師会副会長 坂本哲也 氏 「災害時の救命救急について」 大曲仙北広域消防本部 佐々木光晴 氏 「災害時のこころのケアについて」 協和病院副院長 善本正樹 氏 「被災地での活動について」 美郷町保健師 小川テル子

「町の地域防災について」 美郷町総務課 本間和彦

問い合わせ●美郷町保健センター (町福祉保健課 健康対策班) ☎0187(84)4900

大曲仙北食生活改善推進協議会

設立10周年記念公開講演会を 開催します

日 時 9月2日 金 午後1時30分~午後3時10分

会 場●大仙市大曲市民会館小ホール

入場料●無料

内容●講 演/地域で進める食育活動

> ~食ではぐくむ健康づくり~ 講師 女子栄養大学教授

> > 武見ゆかり 氏

パネル展/各市町村食生活改善推進協議会 の活動紹介



武見ゆかりさんの講 演を聴講いただいた方 には食育まな板・計量 スプーン・食事バラン スガイドリーフレット を差し上げます。

問い合わせ●大仙市保健所 健康・予防課 **☎**0187(63)3403 ⋅ **☎**0187(63)3405





福祉医療費受給者証の更新手続きはお済みですか?

福祉医療費受給者証の更新日は8月1日です。更 新手続きがお済みの方には、随時、新しい受給者証 を自宅へ郵送しています。まだ「福祉医療費受給者 証自動更新申請書」を提出していない方は、早めに

提出してください。所得審査により該当とならない 方にはその旨の通知を郵送します。現在お持ちの受 給者証に期限が記載されていない方は、そのままご 使用ください。

■福祉医療費制度とは?

福祉医療費制度は、美郷町に住所を有する乳幼児、 ひとり親家庭の児童、高齢身体障がい者および重度心 身障がい(児)者の心身の健康の保持と生活の安定を図 るために行う医療費助成制度です。

対象の方には、福祉医療費受給者証交付申請書を提 出していただいてから「福祉医療費受給者証」を交付 しています。医療機関を受診する場合は、健康保険証 と一緒に医療機関の窓口へ提示してください。

■福祉医療費受給者証交付等の手続きに必要なもの

新しく受給対象となるとき (出生や転入、身体障害者手帳または療育手帳交付など)

- ・受給者本人の健康保険証
- ・所得課税証明書(所得審査が必要な場合)
- ・身体障害者手帳または療育手帳(高齢身体障がい者・ 重度心身障がい(児)者の場合)

受給者証に記載されている内容が変わったとき (住所や氏名など)

・臼繿 ・福祉医療費受給者証

受給者が加入している健康保険証が変わったとき

- ・新しい健康保険証 ・印織
- ・福祉医療費受給者証

身体障害者手帳または療育手帳の内容が変わったとき (障害程度の変更など)

- ・変更後の身体障害者手帳または療育手帳
- ・印鑑・福祉医療費受給者証

■福祉医療費助成の対象とならないもの

- ・入院したときの食事代、病衣代、文書料などの医 療保険の給付対象とならないもの
- ・ほかの公費負担医療が受けられる場合

■福祉医療費制度の対象者

制度区分と対象内容		所得制限
乳幼児(未就学児)		な し
	・0歳から6歳まで	(所得審査はあり)
ひとり親家庭の児童		
	・母子家庭または両親のいない 児童(18歳まで) ・父子家庭の児童	あ り
高齢身体障がい者		
	・65歳以上で、身体障害者手帳 (4級〜6級)を持っている方 (被用者保険本人を除く)	あ り
重度心身障がい(児)者		
	・身体障害者手帳(1~3級) または療育手帳(A)を持っ ている方	被用者保険 本人のみあり

■福祉医療費受給者証を使用する際に注意すること

(県外の医療機関で受診した場合

福祉医療費制度は適用になりませんので、自己負 担分をいったん支払っていただきます。

(医療機関窓口で受給者証を提示しなかった場合)

医療機関側で確認ができなかった場合は、自己負 担分を支払っていただくことがあります。

自己負担分を支払った場合

申請により医療費の還付を受けることができます。

【還付手続きに必要なもの】

- 医療機関が発行した領収書
- · 印鑑 · 福祉医療費受給者証
- 健康保険証
- 振込先口座通帳

問い合わせ●町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

身体障がい者巡回相談のお知らせ

肢体に障がいのある方を対象に巡回相談を行います。 補装具の交付や修理、身体障害者手帳の診断などにつ いて医師や専門家が相談に応じます。相談料や診察料 はかかりません。

対象者●障害区分が肢体の方

日 時 9月8日(木)

受付/午前9時30分~午前11時30分 診察/午前10時~正午

会 場 大仙市大曲中央公民館

問い合わせ●町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907